

五所川原市公告

下記のとおり条件付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年10月15日

五所川原市長 佐々木 孝 昌

記

1 競争入札に付する委託

- (1) 業務番号 金委第3号
- (2) 業 務 名 藤枝3線防雪柵組立収納業務
- (3) 業務場所 五所川原市金木町藤枝地内
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月27日まで
- (5) 業務概要 業務延長 L=996.0m 吹払式・仮設式 L=416.0m 吹溜式・固定式 L=580.0m
詳細は縦覧設計図書のとおり。
- (6) 最低制限価格 設定しない
- (7) 発注担当課 総務部 金木総合支所
- (8) 入札書の提出方法 直接持参の方法による。(入札書は所定の日時・場所へ参集の上、投函すること。)

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 五所川原市契約事務規則（平成17年規則第53号。）第2条に規定する一般競争入札に参加させない者でないこと。
- (3) 五所川原市から指名停止の措置を受けた場合、その期間が本公告の日から開札の日までにないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 五所川原市内に本店を有すること。
- (6) 五所川原市建設業者工事施行能力審査規則（平成17年規則第144号）第14条の規定により作成された令和7年度建設業者等級名簿において、とび・土工・コンクリート工事の登録がされていること。
- (7) 法の規定に基づくとび・土工・コンクリート工事に係る建設業許可を受けていること。
- (8) 過去10年以内に防雪柵組立収納業務又は、防雪柵設置及び撤去工事の実績があること。

3 入札参加申込方法等

(1) 申込期間

令和7年10月15日（水）から令和7年10月22日（水）まで

※受付時間について

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、受付期間

最終日の受付時間は午前9時から正午までとする。

(2) 提出先

五所川原市総務部 金木総合支所

(3) 提出書類

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

※申請書類は、市のホームページからダウンロードして作成すること。

(4) 審査結果等

ア) 入札参加資格の審査結果については、申請者に対して令和7年10月22日(水)以降に通知する。

イ) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは異議を申し立てることができる。

(5) その他

ア) 申請は、金木総合支所へ持参すること。

イ) 書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

ウ) 提出された書類の差替え及び訂正は認められない。また、提出された書類の内容を精査し別途関係書類の提出を求めることがある。

エ) 入札参加資格を有すると認められた者が、開札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。

①入札参加資格の要件を欠いたとき。

②提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

③入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

4 設計図書等(設計図、設計書、契約書案等)

(1) 縦覧期間 公告の日から令和7年10月22日まで

(2) 縦覧方法 五所川原市ホームページ

<https://www.city.goshogawara.lg.jp/jouhou/nyusatsu/koukoku.html>

(3) 設計図書等への質問回答

ア 質問は参加資格を有すると認められた者からのみ受付する。

イ 質問がある場合は、質問回答書に質問を記載し、あらかじめ金木総合支所に電話連絡のうえ、令和7年10月22日までにFAXにより提出すること。

ウ 質問者に対しては、速やかにFAXにより回答する。

5 入札の辞退

(1) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を辞退する場合は、開札前日までに入札辞退届を提出すること。

(2) 入札辞退届は市のホームページから様式をダウンロードして作成し、金木総合支所へ提出すること。

6 入札方法等

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 入札書は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

(3) 入札書は封筒に入れ、入札執行者の指示にしたがい提出すること。

- (4) 入札執行時刻に遅れた者は、入札に参加することができないので注意すること。
- (5) 代理人に入札させるときは、入札前に委任状（入札者及び代理人の使用印鑑が押印されたもの）を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の使用印鑑を押印すること。
- (6) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札の執行回数は2回とし、入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行う。
- (8) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは直ちに、再度の入札をすることができる。
- (9) 本入札については、最低制限価格を設けない。

7 入札日時等

- (1) 日時 **令和7年10月30日（木）午後2時00分**から同日入札のもの順次行う。
- (2) 場所 **五所川原市金木町朝日山 319-1 金木総合支所 2階会議室**
- (3) 同日に複数の入札を行う場合、入札執行者が入札順を定める。

8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 予定価格を事前公表する場合において、予定価格を超える金額の入札
- (3) 入札者心得書及び本公告に示した条件等入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者がいるときはその者に代えて当該入札事務に関係のない市職員がくじを引く。

10 同時発注関連業務の落札制限

- (1) 同日に入札を行う**金委第1号、金委第2号、金委第3号、金委第4号及び金委第5号関連業務とし、同一の者が落札できる業務の件数は1件を限度とする。**
- (2) 前号に掲げる関連業務のうちいずれか1件を落札した場合、その落札後に行う関連業務の入札に参加することはできない。

11 契約保証金

契約時に契約金額の100分の5以上の保証金を納める。ただし、五所川原市契約事務規則第33条第1項に該当するときは、免除することができる。

12 契約の締結

- (1) 契約は、落札者が決定した日から7日以内に締結しなければならない。ただし、落札者から書面による契約締結延期の申出があり、市長がそれを承認したときはこの限りでない。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、指名停止の措置をとることがある。

- (3) 契約締結前に、落札者が市の指名停止措置を受けた場合若しくは指名停止措置要件に該当する事実があったと認められる場合又は本公告の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

13 その他

本公告に関する問合せは、**金木総合支所**まで電話により行うこと。

電話番号：0173-35-2111（内線 3111）、F A X 番号：0173-53-2995